可決した議案の内容

町田市フォトサロン条例の全部を改正する条例

芸術写真の展示を目的とした施設から、主に市民が撮影した写真等の発表の場を提供する施設へと運営方針を変更するとともに、施設の利用料金を指定管理者の収入にするため、条例の全部を改正するもので平成二一年四月一日から施行されます。

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

町田市相原町に子どもセンターを新設するため、所要の改正をするもので公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行されます。

町田市青少年施設ひなた村条例の一部を改正する条例

新たな施設案内予約システムの導入に伴い、施設使用料の使用単位を改める必要があるため、所要の改正をするもので平成二一年三月一日から施行されます。

町田市財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人制度改革に伴い、財団法人に係る法令が制定及び改正されたため、所要の改正をするものです。公布の日から施行し、改正後の町田市一般財団法人に対する助成等に関する条例の規定は、平成二〇年一二月一日から適用されました。

町田市産業振興基本条例

町田市の産業の持続的な発展を目指し、産業振興の基本となる条例を制定するもので平成二一年四月一日から施行されます。

請願の審査状況

平成二〇年第四回定例会には七件の請願が提出され、継続審査となっていた一件とあわせて審査を行いました。結果、五件が採択、二件が不採択、一件が継続審査となりました。

詳細は次のとおりです。

採択

◎消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求めることに関する請願

◎東京電子自治体共同運営における入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関し、東京電子自治体共同運営協議会に対し、町田市より要望を求める請願

◎町田市内在住の私立小・中学校生の保護者に対する補助金制度の復活についての請願

◎片所谷戸の自然を保護し、緑豊かな環境づくりを求める請願

◎認可外保育施設を利用する保護者とその乳幼児（待機児）に対して保育料負担軽減補助金を公平に給付することを求める請願

継続審査

◎町田市の介護保険料の引下げを求める請願

不採択

◎後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の国への提出を求める請願

◎消費税を増税しないことを求める意見書の国への提出を求める請願

請願の処理経過及び結果報告

平成二〇年第三回定例会において採択された請願について、市長から処理経過及び結果についてお報告がありました。

学童保育クラブの充実を求める請願

学童保育クラブの入会児童数は、条例により定員を定めているところですが、入会希望者が増加し、待機児童が多数生ずることから、現在、一定期間内の申請に対して入会要件を満たしている場合は、定員を超えての入会を承認しております。

今後は、請願の趣旨を踏まえ、国の「放課後児童クラブガイドライン」を参考に、適正規模での運営となるよう教育委員会と調整を図り、施設の改修・増築により状況に応じて分割できるよう努めてまいります。

「忠生地区子どもセンター」早期の建設を求める請願

子どもセンターにつきましては、市内五地域に計画的に設置するよう、建設を進めております。

忠生地区につきましては、地域の六つの青少年健全育成地区委員会が中心となって「忠生子どもセンター建設準備委員会」が発足しておりますので、今後は、請願の趣旨を踏まえて、子どもセンター建設に向けた候補地を定め、基本構想について予算化するなど計画が具体化するよう努めてまいります。

防災市民組織の可搬型小型ポンプの整備に関する請願

一、自主防災組織が軽可搬ポンプを使用することについては、これまでの実績がないことから、請願があった野津田町内会並木地区自主防災会に対し、七月一六日に市が保有する軽可搬ポンプを貸し出し、実際の活動が可能かどうか、期限（平成二一年三月末）を設け確認することといたしました。

二、貸し出しにあたり、野津田町内会並木地区自主防災会に対し市民による自主防災組織の活動であることが明確になるよう次の書類を提出していただきました。

（一）軽可搬ポンプ等利用申請書

（二）自主防災組織における可搬ポンプ隊の位置づけ及び編成表

（三）活動計画

三、町田消防署に対しては、市民が可搬ポンプを操作することから、七月一八日に文書にて、自主防災組織が取り扱う軽可搬ポンプに対する指導についての協力をお願いしました。これにより、軽可搬ポンプの放水訓練を実施する際には、消防署の指導を頂いております。

四、現在のところ、自主防災組織は提出のあった活動計画のとおり、毎月の点検、二カ月に一度の放水訓練を行なっております。

五、自主防災組織が行う軽可搬ポンプの活動について、震災時の消火体制や役割分担などについて、消防署、消防団、町田市の三者において検討会を開催する予定です。

六、自主防災組織が行う軽可搬ポンプの活動について、前記の検討会などの結果を踏まえ、さらに野津田町内会並木地区自主防災会への貸し出し期限終了後、活動結果を確認するとともにヒアリング等を行い、町田市としての方向性を検討してまいります。

七、今回の請願に伴い、一〇月四日に町田市町内会・自治会連合会に対しては、野津田町内会並木地区自主防災会への軽可搬ポンプ一式を貸し出し、今後の自主防災組織への対応について検討を行っている旨の情報提供を行いました。

八、一〇月二一日に開催された町田市消防団本部会議において、自主防災組織への指導等について検討を依頼いたしました。

九、二〇〇九年度に軽可搬ポンプ一式についての整備が行えるように努力してまいります。

町田市障がい福祉事業計画の早急な具体化を求める請願

請願項目（五）重度障がい者の新たな日中活動の場を確保するために、開設支援策を講じてください。

請願項目（六）レスパイト事業を制度化するために、日中一時支援を具体化してください。

右記二項目につきましては、具体化に向けて、現在検討を進めております。

その他の請願項目につきましては、国や東京都への要望や協議、事業者との調整や協議を必要とする内容もあり、現時点で具体化についての回答はできませんが、今後も努力をしてまいります。

「指定管理者選定については児童・保護者の意見が反映される事」を求める請願

本年度より、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」の見直しがあり、新たな方針に沿って指定管理者制度の運用を行っております。

指定管理者につきましては、すべての応募団体に公平、公正となるよう、新たに指定管理者制度を導入する施設、及び指定期間が終了する施設とも公募により募集を行い、有識者で構成する町田市指定管理者の候補者選考及び評価委員会による採点結果を参考に選定しております。なお、選定基準表の策定に当たりましては、提案金額だけでなく学童保育クラブ事業の特性に応じて、評価項目を定めております。

従いまして、指定管理者候補者の選定に当たり、児童・保護者のご意見を直接反映することはできませんが、望まれる学童保育クラブの運営管理が実現できるよう、請願の趣旨を踏まえ、指定管理者との協定後のモニタリングに利用者アンケート等を実施し、再募集する際の募集要項、仕様書にさらに反映してまいります。

請願の出し方

① 市・国等への要望を文書で提出してください。（請願の件名・要旨・理由などを簡潔に書いてください。）

② 請願者の住所（法人・団体の場合は、所在地及び法人・団体の名称）を記入し、請願者（法人・団体の場合は、代表者）が署名、または記名押印（ゴム印、パソコン等で記入した場合は押印）をしてください。

※ 請願者が２名以上のときは、外何人と記入し、その方たちが、上記と同じ方法で記入した署名簿を添付してください。

③ 請願書の表紙に、１名以上の紹介議員（市議会議員）の署名または記名押印をしてもらい、議会事務局議事係へ提出してください。

※様式は次のものを参考にしてください。請願書の用紙は、議会事務局で必要な方にお渡ししていますので、遠慮なくお申し出ください。

（表　紙）

決　裁　欄

請願第　号

（請願の件名）　請願

請願者

住所 ●●●●

氏名 ●●●●

外 ●●人

紹介議員

電話 ●●●●

（本　文）

●●●●に関する請願

（題名を記入）

請願要旨

●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●

（請願の要旨を簡潔に書いてください。）

年　月　日

議長名を記入

町田市議会議長 ●●●●様

請願者の代表者の氏名・住所等の公表

提出された請願書の記載事項で、請願者（２人以上で提出の場合は代表者のみ）の住所・氏名・団体名は、公表されますので、予めご了承ください。

（請願・陳情文書表、町田市議会会議録、町田市議会ホームページの会議録の検索等で公表されます。）

＊ 請願はいつでも受け付けます。

定例会の開催される月（３、６、９、12月）の５日の午後５時までに提出された請願は、その定例会の会期中に審査されます。

（５日が土曜日の時は７日の午後５時、日曜日または休日の時は６日の午後５時までとなります。）